# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	老人福祉増進関連事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

白山市は、老人福祉増進関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

老人福祉増進関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の 情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

### 評価実施機関名

白山市長

### 公表日

令和5年7月12日

[平成31年1月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	老人福祉增進関連事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき、老人の福祉増進等のために、次の事務を行う。 ・災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の作成に係るひとり暮らし高齢者等実態調査の実施に関する事務 ・白山市長寿祝金条例の規定による祝金の支給に係る対象者の選定に関する事務 ・シルバー用具給付事業の実施による日常生活を支援する用具に係る事務 ・認知症高齢者等家族支援事業の実施による位置情報検索サービスに係る事務 ・高齢者ふれあい入浴事業の実施による公衆浴場の利用に関する事務 ・在宅支援型住宅リフォーム推進事業の実施による在宅介護を要する高齢者のための住宅リフォームに係る事務 ・ ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業の実施による寝具の乾燥、消毒等に係る事務 ・ ねたきり高齢者理髪サービス事業の実施による理髪サービスに係る事務 ・ 高齢者温泉施設利用事業の実施による温泉施設の利用に係る利用券の交付の申請に係る事務 ・ 高齢者温泉施設利用事業の実施による温泉施設の利用に係る利用券の交付の申請に係る事務 ・ 高齢者世帯屋根雪融雪化促進事業の実施による屋根雪融雪装置等の設置に対する補助金に係る事業 ・ 車いす等利用者外出支援事業の実施によるを宅の高齢者のための移送用車両対応タクシーに係る事業 ・ 高齢者リフレッシュ支援事業の実施による在宅の高齢者のための移送用車両対応タクシーに係る事業 ・ 高齢者リフレッシュ支援事業の実施によるを活管理指導に係る事業 ・ 高齢者リフレッシュ支援事業の実施によるを活管理指導に係る事業 ・ 高齢者と活管理指導短期宿泊事業の実施によるを活管理指導に係る事業 ・ 窓通報林制整備事業の実施による緊急通報装置に係る事務 ・ 要援護高齢者外出支援事業の実施によるタクシー利用に係る事務 ・ 要援護高齢者外出支援事業の実施によるタクシー利用に係る事務 ・ を援護高齢者外出支援事業の実施によるタクシー利用に係る事務 ・ を援護高齢者外出支援事業の実施によるタクシー利用に係る事務 ・ を援護高齢者外出支援事業の実施に係る登録の申込みに関する事務 ・ 老人福祉連絡員の設置に係る訪問に関する事務 ・ 若返り園芸広場の利用に関する事務
③システムの名称	トリステム、統合宛名システム 介護保険システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル:	
老人福祉増進関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項</li> <li>・ 白山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年白山市条例第34号)第4条第1項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉部長寿介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	白山市総務部総務課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9510

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

白山市健康福祉部長寿介護課 〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地 電話番号 076-274-9529

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	令和5年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
	項目評価書	£	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書						
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシステ	トムを通じた入							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ ]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・なく。)	多転(委託や情報提供不ツ	トリークシスナ	ムを通じた提供を除 [ 〇 ]提供・移転しない						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 0	]接続しない(入手) [ 〇 ]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
8. 監査									
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	部監査 [ ] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・啓	<b>各</b> 発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない						

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H29.4.1	I -5②所属長	池田 紀子	藤田 圭子	事後	事前通知事項に当たらないた め
R1.6.27	I −1②事務の概要	・ …緊急通報装置に係る事務 ・ 電動車いす貸与事業の実施による電動車い すの貸与に係る事業 ・ 要援護者住宅屋根雪下ろし…	・ …緊急通報装置に係る事務 ・ 要援護者住宅屋根雪下ろし…	事後	事前通知事項に当たらないため
R1.6.27	I -5②所属長の役職名	藤田 圭子	課長	事後	事前通知事項に当たらないた め
R1.6.27	Ⅳ リスク対策	-	新設	事後	事前通知事項に当たらないた め
I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		老人福祉法に基づき、老人の福祉増進等のために、次の事務を行う。・災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の作成に係るひとり暮らし高齢者等実態調査の実施に関する事務・自山市長寿祝金外の規定による祝金の支給に係る対象者の選定に関する事務・高齢者生活援助ホームヘルパー派遣事業の実施によるホームヘルパー派遣は係る事務・シルバー用具給付事業の実施による日常生活を支援する用具に係る事務・シルバー所との書きを表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の表した。日本の表した。日本の書は、日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の書の表した。日本の書の表した。日本の書の表した。日本の書の書の表した。日本の書の書の表した。日本の書の書の書の表した。日本の表した。日本の本の表した。日本の本の表した。日本の表した。日本の表した。日本の表した。日本の表した。日本の表した。日本の本の表した。日本の	老人福祉法に基づき、老人の福祉増進等のために、次の事務を行う。 ・災害対策基本法に規定する避難行動要支援者名簿の作成に係るひとり暮らし高齢者等実態調査の実施に関する事務。 ・シルバー用具給付事業の実施による祝金の支給に係る対象者の選定に関する事務。 ・シルバー用具給付事業の実施による日常生活を支援する用具に係る事務。 ・認知症高齢者等家族支援事業の実施による ・認知症高齢者等家族支援事業の実施による ・超知症高齢者等家族支援事業の実施による ・直前者ふれあい入浴事業の実施による在宅 介護を要する高齢者のための住宅リフォームに ・自立支援型住宅リフォーム推進事業の実施による在宅介護を要する高齢者のための住宅リフォームに係る事務。 ・後略)	事後	事前通知事項に当たらないため
R5.7.12	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年11月26日時点	令和5年1月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため
R5.7.12	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年11月26日時点	令和5年1月1日時点	事後	事前通知事項に当たらないため